

物資配送計画改定等委託業務（一般競争入札）に関する質疑への回答

令和 7 年 5 月 1 日

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

【質疑①】

本業務における業務打合せや関係者協議において、WEB 会議を活用することは問題ないか。

【回答①】

仕様書第 3 条第 3 号に定める説明会及び仕様書第 6 条第 1 項で定める本委託業務に係る協議の着手時、中間時 4 回のうちの初回、成果品納入時のほか、仕様書第 3 条第 1 号ケに定める代替拠点毎の個別協議 3 回のうちの初回においては、対面形式での会議を要する。

上記以外の協議については、WEB 会議で差し支えない。

ただし、代替拠点毎の個別協議においては、関係者の意向に沿う形での会議形式とすること。

また、WEB 会議を活用する場合は、各協議等に係る関係者が利用可能なアプリケーションでの実施とすること。

仕様書記載の協議等以外の協議または打ち合わせを行う場合は、委託者に事前確認の上、委託者が認めた場合に限り、WEB 形式での会議を実施できるものとする。